



市老連だより 16

平成31年2月19日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤静男

①19年度介護報酬改定、【特定処遇改善加算】を新設へ 介護給付費分科会 ②消費税対応で区分支給限度基準額、基準費用額も引き上げ

時下、ますます、ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

①19年度介護報酬改定、【特定処遇改善加算】を新設へ介護給付費分科会

社会保障審議会・介護給付費分科会は2月13日、2019年10月の消費税率引き上げに合わせて行う介護報酬改定の案を了承しました。介護職員の処遇改善と、消費税相当分の介護報酬への上乗せを行います。このうち公費約1,000億円を投じる処遇改善では、現行の【介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）】に上乗せ算定できる、【特定処遇改善加算】を新設。同一サービスでも、勤続10年以上の介護福祉士が多い事業所ほど手厚い評価になるように加算率を2段階（Ⅰ、Ⅱ）に設定します。通知で示すことになる取得要件や介護福祉士の勤続年数の考え方など、運用の詳細は、次回分科会で議論します。分科会からの報告を受けて、社会保障審議会は同日付で根本匠厚生労働大臣に改定案を答申しました。

【特定処遇改善加算】の算定要件は、▽現行の【介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）】のいずれかを取得▽同加算の職場環境等要件に該当する取り組みを複数実施▽当該取り組みについて、ホームページへの掲載などを通じた見える化をしていることと定めます。加算率の高い【特定処遇改善加算（Ⅰ）】の算定には、さらに【サービス提供体制強化加算】（最も高い区分）、【特定事業所加算】（従事者要件のある区分）、【日常生活継続支援加算】、【入居継続支援加算】の取得などが要件として課される見通しです。（Ⅰ）と（Ⅱ）の加算率の差が過大にならないように、（Ⅱ）の加算率は原則、（Ⅰ）の0.9掛けになるように設定されました。

主なサービスの【特定処遇改善加算】の加算率は、▽訪問介護／Ⅰ・6.3%、Ⅱ・4.2%▽通所介護／Ⅰ・1.2%、Ⅱ・1.0%▽通所リハビリテーション／Ⅰ・2.0%、Ⅱ・1.7%▽介護老人福祉施設／Ⅰ・2.7%、Ⅱ・2.3%▽介護老人保健施設／Ⅰ・2.1%、

II・1.7%▽介護療養型医療施設および介護医療院／I・1.5%、II・1.1%—となっています。訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、宅介護支援などの一部サービスは、同加算の算定対象外とします。

②消費増税対応で区分支給限度基準額、基準費用額も引き上げ

2月13日に根本匠厚生労働大臣に答申された2019年度介護報酬改定で、消費増税対応部分では、基本報酬単位を中心に課税費用などの割合（費用に占める課税費用・減価償却費の割合）に応じた上乘せを実施。区分支給限度基準額や、施設利用時の基準費用額（食費・居住費）の引き上げも行います。

改定後の報酬単位数は、例えば身体介護中心の【訪問介護費】は、▽所定時間20分未満／166単位（現行・165単位）▽20分以上30分未満／249単位（248単位）▽30分以上1時間未満／395単位（394単位）▽1時間以上／577単位（575単位）—など。介護医療院の基本報酬は、【I型介護医療院サービス費（I）】の多床室の場合で、▽要介護1：808単位（803単位）▽要介護2：916単位（911単位）▽要介護3：1,151単位（1,144単位）▽要介護4：1,250単位（1,243単位）▽要介護5：1,340単位（1,332単位）—に引き上げられます。

増税分の上乘せ後も、利用者が改定前と変わらないサービスが受けられるように、区分支給限度基準額の引き上げを併せて実施。見直し後の限度額は、▽要支援1：5万320円▽要支援2：10万5,310円▽要介護1：16万7,650円▽要介護2：19万7,050円▽要介護3：27万480円▽要介護4：30万9,380円▽要介護5：36万2,170円—とします。施設利用時の基準費用額も引き上げるが、低所得者を対象にした負担限度額は据え置きます。その結果、負担限度額と基準費用額の差額を介護保険財源で賄う補足給付が膨らむことになるが、厚生労働省はその分の必要財源を19年度予算案に計上済みです。

詳細資料については、下記URLにアップされています。あわせてご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00014.html

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612